

## 動物愛護及び管理に関する法律の改正を求める請願書

私たちは、人間と動物が共に安心して暮らせる社会の構築を目指し、下記事項の実現の為に動物の愛護及び管理に関する法律の改正とその実効性のある運用を求めて請願いたします。

### 1. ペットの生体販売の以下の制限を求める

- ①インターネット等の通信・広告手段を用いてのペットの生体販売（ネットオークションを含む）を原則禁止とする。
- ②生後8週齢未満の犬猫の母親から隔離及び販売を原則禁止とする。
- ③販売動物の展示時間を1日8時間以内とし、その間に休憩時間を設けること、及び夜8時以降の展示販売を禁止とする。

### 2. 動物取り扱い業の登録取り消しの制度を強化する

動物取り扱い業の遵守基準を厳密化し、基準に違反する業者に対しては登録取り消しを容易とする。

### 3. 犬猫の収容・処分施設の基準を設ける

行政及び民間における動物収容の施設について、動物の健康と福祉を確保するための施設および飼育の基準、ならびに苦痛のない安楽殺処分の基準を設ける。

### 4. 勧告及び命令の改正

- ①動物虐待や悪質業者に対して、動物愛護担当職員に司法警察権を持たせる等の機能強化を図る。
- ②動物愛護推進員を市町村に置き、研修等による人材育成および活動の強化を図る。

### 5. 動物虐待に関する改正

- ①通報窓口の一本化や虐待内容を明記したガイドラインを制定し、取締りの基準を明確化し強化を図る。
- ②殺処分施設へ二回以上の持ち込み、又は不妊去勢を怠り、終生飼育を放棄する行為を虐待の範囲とする。
- ③違反する者に対し罰則金の下限及び上限を制定し、徴収金は収容動物保護への予算として運用する。

### 6. 情報公開に関する改正

動物収容施設の公開基準を制定し、全国の統一化を図る。

### 7. 実験動物に関する改正

各研究機関に対し、実験動物の登録制度を導入し「個体数・種類」「実験内容」等の把握を容易にする。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

送り先：〒153-0064 東京都目黒区下目黒郵便局留め「動物愛護管理法を見直す会」運営事務局 松本卓子 行き

署名期限 2010年 8月28日迄に上記へご郵送下さい。( HP <http://www.nolove-noearth.com/> )

# 動物との共生を考える連絡会

動物愛護管理法の5年後(平成23年)の見直し案

～見直しのポイント～

2008年10月10日

1. 基本原則に追加 (第2条)	「動物が命あるものであることにかんがみ」を「動物が感覚のある生命体であることにかんがみ」と変更
2. 基本指針 (第5条第2項の一)	<p>「動物の愛護及び管理に関する施策」の推進に関する基本的な指針に以下の5つの自由を追加する</p> <p>1. 飢えと渇きからの自由(解放)、2. 肉体的苦痛と不快からの自由(解放)、3. 外傷や疾病からの自由(解放)、4. 恐怖や不安からの自由(解放)、5. 正常な行動を表現する自由</p>
3. 動物の所有者又は占有者の責務等に追加 (第7条)	<p>1. 「動物の福祉を保障する責務」を第7条に新たな項として追加する 動物の所有者又は占有者は5つの自由に基づいた動物のニーズを充たさなければならない ①適切な食事及び飲料 ②適切な居住(飼育)環境 ③痛み、苦痛、外傷や疾病から守られること ④通常の行動の表現が出来ること ⑤動物種の生態習性等に基づいた社会(生活)環境</p> <p>2. 以下のことを第7条第3項に追加する また、猫の所有者は、自己の所有する猫を自治体に登録すること</p>
4. 動物愛護担当職員について(第34条)	<p>1. 地方自治体における動物愛護担当職員の設置の義務化</p> <p>2. 動物愛護担当職員の権限の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護担当職員は動物虐待があると疑われるときは、単独あるいは警察と共に立ち入り調査する権限がある</li> <li>・動物愛護担当職員は上記のニーズが充たされていないと疑われる場合は立ち入り調査ができる。そして、これらが遵守されていないと認められたときは、遵守されていない点を改善指導、勧告、命令を行い、命令違反には罰則を適用する</li> <li>・動物愛護担当職員は、動物取扱業に関して、登録(許可)時のみならず、定期的に立ち入り調査し、法律・基準が遵守されていないときには改善指導、勧告、命令をする</li> </ul> <p>3. 動物福祉の教育及び調査についての研修を実施する</p>
5. 動物取扱業の規制 (第二節)	<p>1. 動物種に魚類・両生類を加える</p> <p>2. 動物のネット販売・移動販売・露天販売の禁止</p> <p>3. 動物の移動展示の禁止</p> <p>4. 登録制を許可制に</p> <p>5. 動物取扱業の業種の拡大</p> <p>①実験動物の繁殖販売業者 ②補助犬の繁殖、訓練施設 ③動物輸送業者 ④動物を取り扱う動物関係職養成学校 ⑤その他</p> <p>6. 教育実習用の動物を飼育している動物関係職養成学校、乗馬クラブ・観光乗馬(観光馬車)等において、利用者等の危機(危険)を回避する責任の明確化し、基準等を新たに設ける</p> <p>7. 動物愛護管理法のみならず、関係法令違反で有罪となった者に対しては許可(登録)を与えない</p> <p>8. 幼令動物の販売禁止(8週令まで移動禁止)</p> <p>9. 犬猫のブリーダーは、動物取扱業あるいは一般人に渡す前にマイクロチップを埋め込み、登録すること(動物取扱業ではないが、里親等新たな飼い主へ譲渡する場合も同様に行うよう努めること)</p> <p>10. 子犬・子猫は複数頭で展示すること</p> <p>11. 人と動物の共通感染症の検査の義務化</p> <p>12. 先天異常や傷病動物の販売禁止</p> <p>13. 貸し出される動物の福祉の確保</p> <p>14. 動物の展示時間の制限と夜間販売の禁止(深夜営業時間帯の営業の禁止)</p> <p>15. ショーウィンドウでの動物展示の禁止</p> <p>16. 動物取扱業者は営業不能になった時等の動物の措置のために、供託金制度を設置する</p> <p>17. 動物愛護担当職員の立ち入り調査を拒んではならない。拒んだ場合は罰則を適用する。</p>

<p>6. 動物虐待について (第44条)</p>	<p>1. 法律の対象動物を、「脊椎動物」とする</p> <p>2. 虐待の定義 虐待の定義は精神的・肉体的苦痛を与えることであり、以下のことを言う</p> <p>①動物をみだりに殺し、傷つけること ・意図的に暴力を振るう　・毒物を摂取させる、等</p> <p>②適切な食事、飲料を与えず、不健康にすること</p> <p>③病気・怪我等があるにもかかわらず、有資格者による適切な処置が施されないこと</p> <p>④肉体的・精神的にストレスをかけ、ストレス行動(正常ではない行動)を出現させること</p> <p>⑤動物を酷使して、精神的・肉体的に抑圧すること</p> <p>⑥動物を囮に使用すること</p> <p>⑦長時間もしくは過酷な輸送によって苦痛を与えること</p> <p>⑧動物に適切な居住空間を与えず、動物を不快な生活環境に置くこと</p> <p>⑨動物の生理生態習性を無視した環境で、動物が本来の自然な行動を取れないこと</p> <p>3. 動物と動物、人と動物を闘わせることを禁止(闘犬・闘鶏・闘牛?)</p> <p>4. 獣医師は、虐待の早期発見・早期介入のために、虐待による傷害やネグレクトなどと思われる動物を診療したときには、動物愛護担当職員や警察へ通報する義務を持つ。ネットワーク作りの明確化</p> <p>5. たとえ伝統文化行事であろうと、明らかな動物の虐待があるときは改善させる、あるいは行事を廃止する</p> <p>6. 裁判所による罰則としての飼育禁止命令</p> <p>7. 所有権のある動物の生命の危険がある場合は、裁判所命令による当該動物の緊急保護ができるようにする</p>
<p>7. 動物を景品やゲームの対象等にすることについて</p>	<p>1. 動物を景品とすることを禁止</p> <p>2. 動物をゲームの対象にすることを禁止</p> <p>3. 集客の手段に動物を使うことを禁止</p>
<p>8. 多頭飼育の規制</p>	<p>1. 犬猫あわせて10頭以上飼育している者は自治体に登録すること</p> <p>2. 動物愛護担当職員は立ち入り調査によって、状況把握をし、適切な飼育管理が行われていないときは、改善指導、勧告、命令をする</p> <p>3. 不妊去勢手術を施して、数を増やさないようにすること</p>
<p>9. 飼い主のいない猫の繁殖制限について (第37条)</p>	<p>3. 飼い主のいない猫についても、これ以上飼い主のいない猫を増やすことのないように、その繁殖を防止し、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めること。都道府県等(自治体?)はその援助をすること</p>
<p>10. 実験動物について (第41条)</p>	<p>1. 実験動物の入手先の限定化(野生動物の使用禁止)</p> <p>2. 動物実験施設を登録制に</p> <p>3. 記録の保管と情報の開示</p> <p>4. 倫理委員会の設置と研究者以外の委員の導入</p> <p>5. 第三者による立ち入り調査の実施</p>
<p>11. 個体識別について (第7条)</p>	<p>努力義務を義務化にする。 販売動物・譲渡動物にはマイクロチップ等によって個体識別がなされていること</p>
<p>12. 断尾・断耳について</p>	<p>断尾・断耳の禁止(獣医療上必要なときはこの限りではない)</p>
<p>13. 動物愛護推進員について(第38条)</p>	<p>動物愛護推進員の設置の義務化とレベルアップ及び均一化のための教育の義務化</p>
<p>14. 学校飼育動物について</p>	<p>動物を飼育している学校は、飼育に必要な費用(餌代・飼育環境改善費・獣医療費など)を予算化し、動物の福祉を確保するために、学校・PTA・獣医師会・動物愛護推進員等が連携する</p>
<p>15. 安楽死について (第40条)</p>	<p>動物を止むを得ず死に至らすときは、1頭1頭、麻酔薬により、恐怖なく、苦痛なく死に至らしめること。処置者の安全のために、事前に鎮静剤の投与も考慮する</p>
<p>16. 産業動物について</p>	<p>産業動物の福祉の確保のために、動物福祉の基本である5つの自由に基づいて飼育管理すること(基準を改正する)</p>

# 動物愛護管理法改正案の重点項目

## 1、動物飼育の基本指針—5つの自由の明文化(動物福祉の推進)

基本指針、所有者又は占有者の責務に、国際的に標準化されている5つの自由を明記し、これに基づく動物のニーズを満たすこと。

## 2、動物虐待を具体的に定義づけること(5つの自由との関連)

- ①動物をみだりに殺し、傷つける。意図的な暴力、毒物摂取させる等。
- ②適切な食事、飲料を与えず、不健康にする。
- ③病気・怪我等があるにもかかわらず、有資格者による適切な処置が施されない。
- ④肉体的・精神的にストレスをかけ、ストレス行動(正常でない行動)を出現させる。
- ⑤動物を酷使して、精神的・肉体的に抑圧する。
- ⑥動物を囚にする。
- ⑦長時間もしくは過酷な輸送によって苦痛を与える。
- ⑧動物に適切な居住空間を与えず、動物を不快な生活環境に置く。
- ⑨動物の生理・生態・習性を無視した環境で、動物本来の自然な行動がとれない。

## 3、動物を闘わせることを禁止

動物と動物、人と動物。(闘犬、闘鶏、闘牛、ハブとマンダース、他)

## 4、劣悪な多頭飼育の規制

犬猫あわせて10頭以上は、自治体に登録する。立ち入り調査。

## 5、動物取扱業の規制

問題が多い動物のネット販売、移動販売、露天販売、移動展示の禁止。

8週令以下の犬猫の販売、展示、移動の禁止。

繁殖年齢及び回数制限。

業種の拡大…実験動物の繁殖・販売業、補助犬繁殖・訓練施設、動物輸送業、その他。

ブリーダー、ペットショップ等の動物取扱業者への監視、指導体制の強化。

関係法令違反での有罪者は、登録(許可)の停止、取り消し。

登録制を許可制に。その他。

## 6、裁判所命令

関係法令違反の罰則に、飼育禁止を追加。

被害動物の生命の危険や更なる虐待が想定される場合、その動物を緊急に保護できるようにする。

## 7、実験動物の福祉の確保

動物実験施設の登録制、第三者による立ち入り調査、記録の保管と情報開示、その他。

## 8、産業動物の福祉の確保

家畜の飼養管理は、5つの自由に基づいて行うこと。工業(工場)的畜産からの解放。

バッテリーケージ、ストール等の使用禁止。長期間狭小畜舎での閉じ込め飼育の禁止。

過密群飼の禁止。スタンション及び短繋留索の使用制限。

# 動物愛護管理法の強化に向けて 2011年改正の課題

2010.2.5 地球生物会議 ALIVE

2011年には動物愛護法の改正が予定されています。前回2005年の改正で積み残しの課題となっている事項について、2011年の改正には必ず盛り込まれますように、以下の事項をぜひご検討下さるようお願い申し上げます。

## 1、動物虐待の定義の明確化及び罰則を引き上げる

- ・虐待の事例を集め、警察からの紹介があった場合に対処できるように基準を制定する。
- ・動物虐待の罰則を、器物損壊罪と同等以上にする（懲役3年以上）。

## 2、犬猫の殺処分から、一時保護への転換をはかる

- ・行政の収容施設を、殺処分から一時保護施設に変えていくことを方向付ける。
  - ・行政の収容施設の基準を設け、地域格差の解消を図る。
- 犬猫の譲渡に関し民間の愛護団体との連携・協力関係を構築する。

## 3、動物の繁殖・販売業者に対する規制を強化する

- ・乱脈で過剰な繁殖による遺棄・殺処分を防止し、心身ともに健康な動物を飼い主に委ねることを目的として、この業を許可制とする。
- ・繁殖・販売業者の遵守基準を強化する。
  - (1) 生後8週齢未満の犬猫の店頭販売を規制（禁止）する。
  - (2) 動物の展示販売時間（夜8時以降の展示及び長時間展示）を禁止する。
  - (3) 犬猫の繁殖施設の場合、飼育担当者1名あたりの成犬成猫の飼育頭数を10頭とする。
- (3) 飼育怠慢（衰弱・餓死等）、悪臭・騒音等周辺環境の悪化を改善しない業者の営業停止を容易にする。

## 4、動物実験の3R（苦痛の軽減、使用数の削減、代替法）の実効性を高める

- ・動物の保護及び周辺環境保全の観点から実験施設及び繁殖販売業者を登録制とする。
- ・動物実験倫理委員会を設け、一般市民が委員会に参加できるようにする。  
（※EU、アメリカ、韓国などの法制度にならう）

## 5、畜産動物の福祉を向上させる

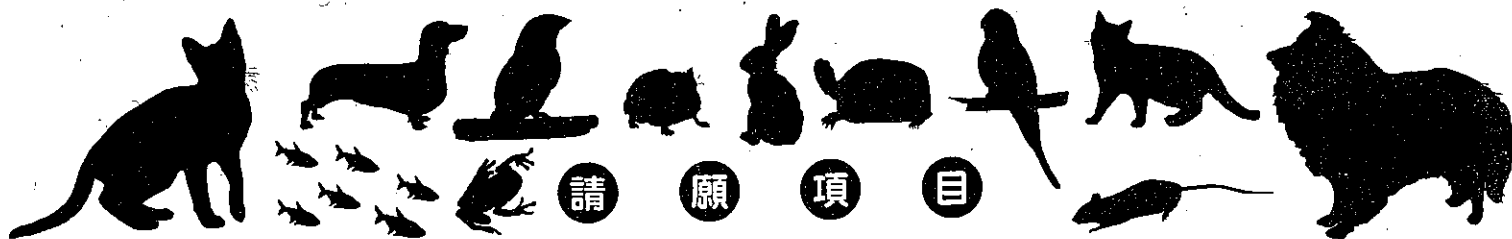
- ・産業動物の飼養保管基準を、国際的基準に合致するように速やかに改訂する。
- ・動物福祉の原則「5つの自由」を、すべての飼育管理者に周知徹底させる。

# 動物虐待への対策強化を求める請願

動物虐待への対策強化を求める署名・実行委員会

## 請願の趣旨

私たちは、人と動物とのよりよい共生を目指し、動物虐待の防止策強化のために、以下のように「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正及び同法の実効性ある運用と施策の推進を請願いたします。



### 1. 動物虐待に対する有効な対策をとること

#### (1) 動物虐待の定義

虐待、とりわけ飼育怠慢の定義について、獣医学・動物行動学等による客観的根拠に基づく科学的な判定基準の策定を行ってください。また、「飼養及び保管に関する基準」の遵守を義務とめてください。

#### (2) 動物愛護担当職員の設置の義務付け

地方公共団体に動物愛護担当職員設置を義務づけてください。その職務に、上記基準の遵守のために、以下のようなアニマルポリス(司法警察員職)の機能を持たせてください。

- a) 立ち入り調査・勧告・命令等に関する権限
- b) 警察との協力
- c) 動物の一時保護

#### (3) 動物虐待に対する通告義務

虐待を受けた動物の発見者は、速やかに担当部局に通報し、行政がこれに対処できるようにしてください。

### 2. 動物取扱業の規制を強化すること

#### (1) 多頭飼育の規制

個人、業者にかかわらず、収容許容範囲、飼育者の飼養責任、周辺環境への配慮等に関する基準及びその遵守義務を定めてください。

#### (2) 動物取扱業者の責任

動物の繁殖販売業者においては、トレーサビリティシステムを導入してください。また、廃業または営業停止時に残された動物を適正に譲渡等できるようにするため、保険制度や供託金制度などの整備と、加入を義務づけるようにしてください。

#### (3) 動物取扱業者が取扱う対象動物の拡大

動物取扱業の対象動物に、両生類・魚類(鑑賞魚)を加えてください。

### 3. 動物行政を推進すること

#### (1) 動物の一時保護施設の設置

地方公共団体の動物収容施設について、殺処分よりも救命を主目的とした一時保護施設とすることを定めてください。

#### (2) 動物収容施設の基準の制定

行政の動物収容施設、および民間の動物保護施設について、動物の健康と安全確保のため、施設基準および飼養保管の基準を定めてください。

#### (3) 災害時の動物救護措置

感染症対策および地域防災計画対策の一部として、緊急時に飼育動物の命と健康が守られるように取扱いの基準を定めてください。

#### (4) 他の動物関連法との整合性

- 動物虐待罪を、「器物損壊罪」と同等の罰則にすること(刑法)
- 虐待を受けている動物を保護できるようにすること(民法)
- 動物愛護の観点から、捕獲犬の公示・抑留期間を最大限延長すること(狂犬病予防法)
- 逸走動物の一時保護期間は、遺失物と同様に最低3カ月とすること(遺失物法)
- (5) 同法の運用に係る人材の育成と配置
- (6) 同法の普及啓発の促進
- (7) 同法の施策推進のための予算確保措置(ペット販売税など)

※各項目について詳細をお知りになりたい方は、説明資料をご請求下さい。

お問い合わせ・資料請求は、地球生物会議(ALIVE)まで  
〒113-0021 東京都文京区本駒込5-18-10-102  
TEL: 03-5978-6272 FAX: 03-5978-6273  
● alive-office@alive-net.net ● http://www.alive-net.net/  
● 署名特設サイト: http://hogohou.net/

動物の適正な取扱いと動物虐待の防止策強化のために、動物愛護管理法の改正を!

# 動物虐待への対策強化を求める請願

—人と動物との望ましい共生を目指して—

## <署名の呼びかけ>

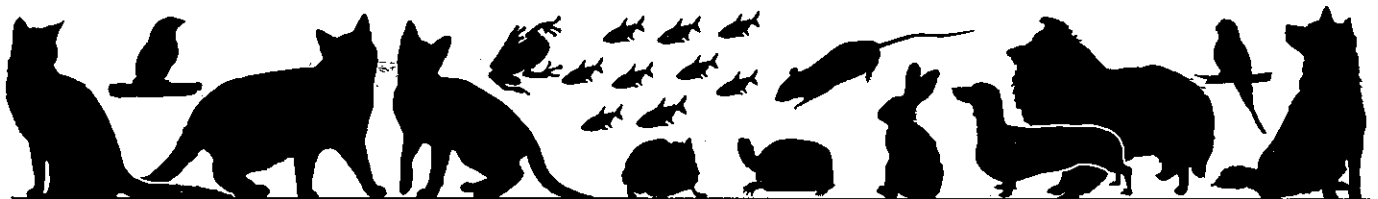
2005年6月に動物の愛護及び管理に関する法律(以下動物愛護法)が改正され、2006年6月から施行されています。しかし、改正により法律が強化されたにもかかわらず、依然として動物に対する虐待や遺棄の事件が起こっており、さらに動物取扱業者による飼育怠慢・虐待事件も相次いでいます。

このような状況の中、動物虐待に対する取り締まり及び防止の施策を進めるためには、動物愛護法の実効性を担保する仕組みが必要です。

残念ながら、現行法ではその仕組みが弱いと、法律が十分に機能していない側面があります。そこで、私たちは、動物愛護法の実効性を高めるための提案を行うとともに、その制度化を求めて再度、署名活動を行うことといたしました。

動物虐待をなくしていくことを願う全国の心ある皆様のご賛同とご協力を心からお願い申し上げます。

「動物虐待への対策強化を求める署名・実行委員会」



## 「請願事項とその説明」※署名用紙の詳細説明です。

### 1.動物虐待に対する有効な対策

#### (1)動物虐待の定義

虐待、とりわけ飼育怠慢について、獣医学・動物行動学等による客観的根拠に基づく科学的判定基準の策定を行ってください。

また、「飼養及び保管に関する基準」の遵守を義務とするように定めてください。

#### <説明>

動物愛護法で罰則が定められている動物虐待について、明確な定義がないために、行政の調査や指導、警察の取り締まりや捜査が十分に機能していません。

一般の常識から見ても明らかに「虐待」と思われる事件でも、行政によって告訴される場合、されない場合などの差が生じています。

全国いずれの警察・行政・司法においても統一された判断が下せるように、動物虐待の判定基準を獣医学、動物行動学等の科学的根拠に基づいて示すようにしてください。

とりわけ、「給餌給水をやめることにより衰弱させる等」という飼育怠慢による虐待に関して、判定基準(身体の衰弱を瘦せた状態から判断するボディコンデショニングスコアなどの適用など)の整備を行うとともに、「傷病のみだりな放置」を基準ではなく、条文の中に明記する必要があります。

また、動物虐待で有罪となった者は、飼育禁止措置を定め

るべきです。

#### <提 案>

- 動物虐待に関して客観的判断基準を示すこと。
- 獣医学的知見に基づくボディコンデショニングスコアを採用すること。
- 虐待の疑いがある場合には、獣医師に診断書の提出を求めること。獣医学的所見の述べられる、指定動物病院を定めること。
- 動物虐待で有罪の判決を受けた者に対しては、飼育を禁止できるものとする。

#### (2)動物愛護担当職員の設置の義務付け

地方公共団体に動物愛護担当職員の設置を義務づけてください。その職務に、以下のようなアニマルポリス(司法警察員職)の機能を持たせてください。

- a) 立ち入り調査・勧告・命令等に関する権限
- b) 警察との協力
- c) 動物の一時保護

#### <説明>

同法の運用に実効力を持たせるためには、人材の育成が不可欠です。行政職員として、同法を熟知し、その責務の自覚と情熱を持ち、動物の習性、健康管理、疾病、感染症など、専門的知識を持った専門的職員が、関係するすべての地方公共団体に必要です。使命感のある人材を登用するためにも、警

察官、消防署職員と同様に、独立した職種として確立させ、専門の試験を実施し、アニマルポリスを目指す適任者が登用されるようにしてください。

#### ＜提 案＞

- 獣医師養成大学機関の教育内容の見直しを進め、海外のアニマルポリスのような職務を遂行できる人材育成のためのカリキュラム、専門コースを設置すること。
- 地方公共団体の設置義務となっている「狂犬病予防員」と「動物愛護担当職員」を兼任とすること。
- 動物虐待罪の捜査、立件のために、警察との連携が適切に図られるような体制作りを進めること。

### (3) 動物虐待に対する通告義務

虐待を受けた動物の発見者は、速やかに担当部局に通報し、行政がこれに対処できるようにしてください。

#### ＜説 明＞

現在は、動物虐待を目にした者が警察や行政に通報しても、なかなか動いてもらえない状況です。警察や行政に専門の通報機関「動物110番」を設置し、市民が動物虐待事件を発見した際に、速やかに通報しやすい環境作りが求められます。

また、獣医師の役割も重要です。動物の診療において、犬の鑑札の未装着などを含め、管理者責任が不適切と認められる場合は、飼い主に対し注意を促し、悪質な場合は行政に通告する、虐待と認知された場合は警察に通報する、などの義務を定めてください。

#### ＜提 案＞

- 警察や行政に専門の通報機関「動物110番」を設置すること。
- 日常的な苦情や相談に応じられるように、行政に動物相談窓口を設けること。
- 獣医師には、動物の診療において動物虐待を認知した場合には、警察及び行政に通報義務を課すこと。

## 2. 動物の多頭飼育及び動物取扱業にかかる措置

### (1) 多頭飼育の規制

個人、業者にかかわらず、収容許容範囲、飼育者の飼養責任、周辺環境への配慮等に関する基準及びその遵守義務を定めるとともに、命令に従わない者に対する飼育禁止の措置を定めてください。

#### ＜説 明＞

動物の多頭飼育は、周辺環境への影響が多岐に及ぶものであり、また全国で問題が多発しています。多頭飼育現場で、ひとたび感染症が発生した場合には、感染の拡がりも大きく、事態の収拾は大変な問題です。

よって、一定以上の多頭飼育者について、動物の健康と福祉を守るための適正な飼育頭数を定め、問題が発生しないよう定期的な報告の義務付けを課すなど、規則を制定してください。

#### ＜提 案＞

- 犬猫等の多頭飼育による苦情が行政に寄せられた場合は、

行政は速やかに繁殖制限の助言、飼育改善の指導、勧告等を行い、周辺環境の悪化や飼育怠慢等の動物虐待を未然に防止すること。

- 周辺環境の悪化に係わる行政処分が行われた場合、期間を定めて飼育の禁止を命じること。

### (2) 動物取扱業者の責任

動物の繁殖販売業に、トレーサビリティシステムを導入してください。また、廃業または営業停止時に残された動物を適正に譲渡等できるようにするため、保険制度や供託金制度などを整備し、加入を義務づけるようにしてください。

#### ＜説 明＞

無秩序で乱脈な過剰繁殖により、犬などの遺伝性疾患や感染症などが広がっています。ペットショップで販売される動物が、どこの繁殖業者のどのような施設で生産され、どのような経路で飼い主のもとに渡るのかがまったく不明であるため、問題の解決がたいへん困難となっています。トレーサビリティシステムを導入し、繁殖業者の施設における飼育状況について購入者が判断できるようにするとともに、劣悪な繁殖業者が淘汰されるようにする必要があります。

また、動物取扱業者の営業が破綻した場合、残された動物の保護が税金や寄付金、ボランティアの労働で賄われている理不尽な現実があります。このことから、動物取扱業者に対する保険制度や供託金制度などを整備し、加入を義務づけることにより、自らの負担によって、廃業または営業停止時に残された動物を適正に譲渡等できるように、あらかじめ最後まで命を扱う責任が果たせるようなシステムを作ってください。

#### ＜提 案＞

- 犬猫の繁殖・販売のトレーサビリティを可能とするために、繁殖業者に対して、販売動物1頭ごとに、「健康手帳」の添付を義務づけ、顧客に販売する際には、その添付がなければ販売してはならないものとする。

※「健康手帳」には、個体の種類(犬・猫の種別を含む)、生年月日、雌雄の区別、色、同腹のきょうだいの数、成長時の体重・体高、繁殖施設名およびその住所、繁殖責任者名、ワクチン接種の有無、等を書き込むこと。販売店(ペットショップ)においても、ワクチン接種、病気の治療等を行った場合には、その旨を記載しなければならない。(犬・猫の戸籍簿本プラス健康記録帳のようなもの)

- 動物取扱業者に保険制度や供託金制度などを整備し、加入を義務づけること。

### (3) 動物取扱業者が取扱う対象動物の拡大

動物取扱業の対象動物に、両生類・魚類(鑑賞魚)を加えてください。

#### ＜説 明＞

両生類・魚類はペットとして大量に輸入・繁殖・販売されていますが、現行法では動物取扱業が取扱う対象動物種には含まれていません。しかし、全世界で両生類を絶滅に追いやっている「ツボカビ症」の発生が、2006年12月について



日本でも、ペットショップのカエルで確認されました。

魚類についても「観賞魚」が遺棄された場合に、河川の生態系に悪影響を与えたり、感染症を拡散させ、水産業へも打撃を与えたりする可能性があります。

#### <提 案>

- 両生類・魚類(鑑賞魚)を動物取扱業の対象動物とし、輸入時の水際規制や追跡調査ができるようにすること。

### 3. 動物行政の推進

#### (1)動物の一時保護施設の設置

地方公共団体の動物収容施設について、殺処分ではなく救命を主目的とした一時保護施設とすることを定めてください。

#### <説 明>

現在、動物行政を所轄する自治体(都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市)は平成18年度で105あります。動物行政は、動物愛護法に基づく犬猫の引き取り、および条例による犬の捕獲と収容の業務を行っていますが、行政の施設に収容された犬猫の救命率を見ると、犬は約24%(返還と譲渡)、猫は約2%(譲渡)にすぎません。行政の施設の機能を殺処分から、虐待されている動物の緊急保護を含め、救命のための一時保護(シェルター)機能へ転換することが求められています。行政に収容された動物に、最大限に生存の機会を与えることを目的とした整合性のある法制度の再整備が必要です。

#### <提 案>

- 「狂犬病予防法」に定められた「抑留所」の規定を廃止し、動物愛護法における動物の一時保護施設として統合すること。
- 迷子動物の一時保護、虐待を受けた動物・負傷動物等の保護収容等を行い、また、飼い主の不慮の事故、病気、虐待などの理由により、飼い続けることが困難な犬猫を保護し、治療、快復、里親探しを行うことを主たる業務とすること。
- 動物の一時保護施設の運営には、地域の動物愛護団体等が参加し、地域における人と動物の共存の拠点として位置づけていくこと。

#### (2)動物収容施設の基準の制定

行政の動物収容施設、および民間の動物保護施設について、動物の健康と安全確保のため、施設基準および飼養保管の基準を定めてください。

#### <説 明>

行政の収容施設は、殺処分を主目的に設計されたため、一時保護施設としての機能がないがしろにされ、施設基準も収容保護の基準もありません。スペース、通風、陽光、冷暖房等の環境が劣悪であり、そのためにパルボやジステンパーなどの感染症が蔓延することもしばしばです。また、国の法律に基づく施策でありながら、自治体間の地域格差があります。

#### <提 案>

- 行政の動物処分施設を、救命を目的とする施設へ転換するために、動物の健康と安全の確保のための施設の基準を設けること。
- 民間の動物保護施設においても、譲渡を進めるためには同様の衛生管理やスペース等の施設基準を適用すること。
- 保護動物の健康を保持するため、「保護施設(シェルター)における動物の飼養及び保管に関する基準」の策定を行うこと。

#### (3)災害時の動物救護措置

感染症対策および地域防災計画対策の一部として、緊急時に飼育動物の命と健康が守られるように取扱いの基準を定めてください。

#### <説 明>

1995年の阪神大震災は、飼育動物の避難対策に大きな教訓を残しました。大地震や火山の噴火など自然災害の発生時における飼育動物の避難対策が必要であり、また動物園や実験動物施設等においては建造物の倒壊による動物の逸走防止等の対策も講じる必要があります。

2006年には、人畜共通感染症の集団発生事件がありましたが、感染症発生時の緊急隔離施設や管理治療マニュアルがないため、大変な混乱と被害の拡大を招きました。人から人への感染症および動物由来の感染症、家畜伝染病については法律がありますが、ペット間の感染症の防止のための法律はありません。猫エイズ、パルボ、ジステンパーといった、劣悪な多頭飼育施設で発生する感染症についての対策が必要です。また、感染症の発生時に、安易なペットの遺棄や処分が行われないようにすることも大切です。

#### <提 案>

- 災害発生時にパニックが生じないように、地域防災計画の中に、飼育動物の保護や避難のための対策を明記すること。
- 動物取扱業の飼育施設における感染症発生時の対策マニュアルを策定すること。

#### (4)他の動物関連法との整合性

#### <説 明>

動物にかかわる関連法において整合性が取られていないことが、現場での混乱を招いています。狂犬病予防法や遺失物法、民法、刑法等との整合性を図り、どの法律においても動物を命あるものと位置づけ、生命尊重の立場で策定された動物愛護法に集約されていくような法体系の整備が必要です。

動物虐待罪を、「器物損壊罪」と同等の懲役3年以下とすること(刑法)

#### <説 明>

現行法では動物は人の所有財産であることから、所有者のいる動物が虐待された場合、「器物損壊罪」(親告罪)として捜査・立件されます。しかし動物は命あるものでありながら、動物虐待罪は器物損壊罪より軽い懲役1年以下です。「器物」という扱いにも大きな違和感があります。

＜提 案＞

- 動物愛護法の罰則を、器物損壊罪と同等の懲役3年以下まで引き上げ、所有者の親告の有無に係わらず、動物虐待事件は動物愛護法によって裁かれるよう、法の整備を行うこと。

虐待を受けている動物を保護できるようにすること(民法)

＜説 明＞

虐待されている動物がいても、所有権の問題が壁になり、虐待者から引き離して保護することができないのが現状です。動物は命あるものであり、虐待によって致命的な事態に至る前に、緊急避難的に一時保護ができるようにする制度が必要です。児童虐待の場合と同様、何よりも保護が優先されるべきです。

＜提 案＞

- 虐待されている動物の保護は、所有権よりも優先するよう関連法規の整備を進めること。

動物愛護の観点から、捕獲犬の公示・抑留期間を最大限延長すること(狂犬病予防法)

＜説 明＞

保健所等によって捕獲された犬は、ほとんどの自治体で2日間の公示、3日目の処分としています(法的根拠は、狂犬病予防法施行規則に基づく条例)。公示期間がわずか2日、収容日数も全体で3日程度では、飼い主への返還期間としても短かすぎ、また新しい飼い主探しを進めることも困難です。公示期間が過ぎた捕獲犬は、動物愛護法により引き取り犬と同様に所有権が行政に移転したものとみなし、可能な限り一般譲渡を進め、救命率を高めるべきです。

＜提 案＞

- 公示期限がすぎた犬の取扱いは、動物愛護法に委ね、可能な限り収容期間を延長する中で新しい飼い主への譲渡を行うこと。

逸走動物の一時保護期間は、遺失物と同様の3カ月とすること(遺失物法)

＜説 明＞

遺失物法の改正により、所有者不明の犬と猫は、行政の施設に引き渡されることになりました。この措置は警察署に保管するよりも専門施設に渡した方がよいという判断で行われたとのこと。それであれば、警察経由の犬と猫については、一般の遺失物と同様に3カ月間の保管を行わないと不公平になります。

捕獲犬と同様に公示期間を延長するとともに、期限終了後は新しい飼い主への譲渡を進めることが救命率の向上につながります。

＜提 案＞

- 逸走動物を含む所有者不明の動物は、遺失物と同様に最低3カ月保護し、期限の終了後は可能な限り新しい飼い主に譲渡すること。
- 犬猫以外の動物も一時保護するか、あるいは登録制の飼育

ボランティアを導入し、3カ月間のうちに飼い主に返還できなかった場合は、新しい飼育者に譲渡するようにすること。

(5)同法の運用に係る人材の育成と配置

＜説 明＞

どのように法律が強化されても、それを効果的に運用する人材が、行政と民間にいないれば法律の目的を果たすことができません。

また猟奇的動物虐待者に対しては、単に罰金刑や短期間の懲役(現状はほぼ執行猶予つき)だけでなく、カウンセリングを義務づけるなどの対策が必要です。そのような事例に対処できる心理学的アプローチのできる人材も求められています。人材育成のためには、以下のような施策が必要です。

＜提 案＞

- 獣医大学において、同法の専門の執行人(アニマルポリス)を目指すカリキュラムを導入し、動物愛護法の担当職員としての資質が備わるようにすること。
- 動物愛護推進員の資格制度を整備すること。
- 動物愛護行政と協力できる愛護団体、ボランティアの育成のための施策を推進すること。
- 動物虐待者に対するカウンセリングや心理療法的対処のできる人材の育成と配置を行うこと。

(6)同法の普及啓発の促進

＜説 明＞

地方分権の時代においては、市町村における動物愛護法の啓発普及もたいへん重要となってきます。市町村レベルにおいても、動物の終生飼育の責任ならびに適正な飼育方法等について啓発普及を図るとともに、具体的には、地域の住民からの動物の飼育等についての相談に応じられるような体制作りが必要です。

＜提 案＞

- 市町村に、動物相談窓口を設けること。相談窓口においては、地域の動物愛護推進員等との連携により、日常的に動物をめぐるさまざまな問題の解決に努めること。

(7)同法の施策推進のための予算確保措置(ペット販売税など)

＜説 明＞

施策実行のためには、予算の確保が必要です。同法の実効力ある運用のために、その収入をすべて動物愛護法の執行機関と、動物保護センター等の運営のために充てる目的税として、ペット税、ペット関連業者への特別税(ペット販売税など)の導入を検討すべきです。

その財源を動物行政の推進にあてることで、以下の施策が可能となります。例えば、行政の動物保護施設的环境改善、繁殖制限手術や治療可能な動物病院の併設、さらには有能な人材の登用など。

＜提 案＞

- 動物の生体販売に対して、ペット販売税を設けること。

# 犬猫の殺処分方法の再検討の要望書

平成21年5月28日

[代表者]

住所:

氏名: 浅水智行

電話:

齊藤鉄夫環境大臣殿

## [要旨]

二酸化炭素による犬猫の殺処分方法について、特に幼若老齢な犬猫については麻酔薬を使用した方法に改善することを求めます。

## [理由]

現在、国が示している「動物の処分方法に関する指針」に基づいて、ほとんどの自治体では引取り・収容された犬猫の致死処分として二酸化炭素による方法が実施されています。国の指針に示される「第3処分動物の処分方法」には、「心肺機能を非可逆的に停止させる方法」と定義されています。

しかしながら、昨今の国内外の動向から明らかなように、少なくとも子猫子犬においては心肺機能が未発達であるため二酸化炭素による方法では心肺機能が停止せず、苦痛のうちに処分されている場合があります、安楽死とは到底いえないことが医学的にわかっています。そのため、幼若老齢の犬猫の殺処分については麻酔薬併用に改善する必要があることが国内外問わず広く認識されています。

動物の殺処分に関する国際的な水準では、「ペット動物保護に関するヨーロッパ協定」、「イギリス動物法」等において二酸化炭素のみの殺処分を禁止する傾向にあり、その中でも特に子猫・子犬のような幼若動物は、呼吸器が未発達で酸素欠乏に抵抗性があるため、少なくとも麻酔薬との併用が法律で義務づけられています。

日本国内においてもすでに多くの指摘があり、国の指針変更を待つことなく改善している自治体が平成19年10月末現在で7都道府県（神奈川、埼玉、茨城、新潟、鳥取、福井、北海道）あり、海外と同じ医学的見地から子猫子犬また老齢個体に対して麻酔薬を併用しています。

環境省においても平成19年10月16日第21回中央環境審議会動物愛護部会において、獣医師である委員より、殺処分方法の再検討の必要性が会議上で提議されているはずです。

なお、「動物の処分方法に関する指針の解説」の「3.愛がん動物（行政）」において、行政機関が数多くの犬や猫を処分しなければならない当時の状況をかんがみて二酸化炭素を使用しており、本来は「2.愛がん動物（一般）」と同様に麻酔薬使用による安楽死にすべきであることが示唆されています。現在、当時比べて処分数が半減しており、大都市である神奈川県、埼玉県においても実施されているように、麻酔薬併用にできる環境にあります。以上のような現状において、なおも子猫・子犬また老齢個体に対して二酸化炭素のみによる殺処分を続行することは、到底国民として容認できません。

よって、犬猫の殺処分方法のあり方について再検討するために中央環境審議会動物愛護部会において委員会を設け、早急に再検討することを強く求めます。

# 動物の愛護及び管理に関する法律の改正の要望書

平成 21 年 12 月 25 日

## [ 趣 旨 ]

平成 23 年度に改正される「動物の愛護及び管理に関する法律」に関し、下記の改正を要望いたします。

## [ 改正点 1 ]

■生後 8 週齢 (56 日) 未満の社会化を必要とする動物については、

商業目的で親兄弟姉妹等から引き離してはならないように改正すること。

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」第 8 条 1 項を、「販売業者にあつては、幼齢な犬猫等の社会化を必要とする動物については、生後 8 週齢 (56 日) までは親兄弟姉妹等と共に飼養された動物 (哺乳類に属する動物に限る) を販売に供すること」に改正すること。併せて、各環境省告示を同様に改正すること。

## [ 改正点 2 ]

■幼齢な動物の場合は、生後月齢によって展示時間を定めるように改正すること。

「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」第 5 条のヌを、以下のように改正すること。

「販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため生後 12 週齢 (84 日) 以上の動物は 1 日最長 8 時間までとし、その途中において展示を行わない時間を 1 時間以上設けること。生後 8 週齢 (56 日) 以上生後 12 週齢 (84 日) 未満の動物は、1 日最長 5 時間までとし、その途中において展示を行わない時間を 1 時間以上設けること。親兄弟姉妹等と共に飼養されている生後 8 週齢 (56 日) 未満の動物は 1 日 1 時間以内にする。」

## [ 改正点 3 ]

■虐待の定義を下記の例のように明確に表記すること。

- 一 愛護動物にみだりに給餌又は給水をせず衰弱させること。
- 二 愛護動物の傷病を治療せず、みだりに放置すること。
- 三 愛護動物の身体に支障をきたす又はその恐れのある環境 (不衛生、猛暑等) で飼養すること。
- 四 愛護動物の大きさ・生態等に対し、保護や危険回避等正当な理由なく、日常的な動作を妨げるような狭い空間で飼養すること。
- 五 愛護動物の母体に過度な負担をかけ、年に複数回に渡って繁殖させること。
- 六 愛護動物を保護する責任のある者が遺棄し、又はその生存に必要な保護をしないこと。
- 七 愛護動物に不必要な暴力をふるい、又は不必要な行為により恐怖を与えること。
- 八 愛護動物に獣医師免許を持たない者が医療行為を行うこと。
- 九 愛護動物を正当な理由なく、保健所に持ち込み処分すること。
- 十 その他愛護動物の身心に支障をきたす又は恐れのある不当な行為若しくは不作為で不要な苦しみを与えること。

## [ 改正点 4 ]

■鳥獣保護法で採用している特別司法警察員を動物愛護管理法に定めること。

環境省で既に採用している「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第 76 条に定められている「取締りに従事する職員」を参考に、「動物愛護管理法」の事務を担当する職員で、都道府県知事が地方検察庁検事正と協議して指名した職員に、動物愛護管理法に違反する罪について、刑事訴訟法の規定による特別司法警察員として、犯罪の捜査や検察官への送致等を行う権限を与えること。

また、必要に応じて動物の一時保護の権限を与えること。

## [ 改正点 5 ]

■環境省等関係省庁による「行政と警察・検察の動物虐待対応マニュアル」の作成

## [ 改正点 6 ]

■動物虐待の早期発見に関する条文を追加すること。

(動物虐待の早期発見等)

■地方自治体の動物愛護担当職員、警察、獣医、民間団体、動物収容施設等動物の愛護に業務上関係のある者及び団体は、動物の虐待の早期発見に努めなければならない。

(国及び地方自治体の責務等)

■国及び地方自治体は、虐待の予防及び早期発見を行うため、警察等関係機関及び民間団体の間の連携の強化、その他動物虐待の防止等のために、関係機関と協力して必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方自治体は、動物愛護担当職員、動物収容施設職員、その他動物愛護に職務上関係のある者が動物虐待早期に発見し、その他動物虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方自治体は、動物虐待の防止に資するため、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

## [ 改正点 7 ]

■動物取扱業者を登録制から許認可制に改正すること。

## [ 改正点 8 ]

■「動物の愛護及び管理に関する法律」第 44 条罰則を改正すること。

<殺害の場合>動物をみだりに殺した者は、3 年以下の懲役に処する。

<傷害の場合>動物の身体をみだりに傷つけた者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

## (追記) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正の要望書

平成 21 年 12 月 25 日

浅水智行

署名の要望書の〔改正点 4〕「鳥獣保護法で採用している特別司法警察員を動物愛護管理法に定めること」が、何らかの理由で実現不可の場合は、署名とは別に、個人の要望として、以下のとおりご提案いたします。

### ■立入り又は調査を拒み、妨げ、忌避した動物取扱業者に対し、 一定の条件を前提に臨検と捜査及び動物の一時保護を定めること。

現在の法律では、動物取扱業者に立入り又は調査を拒まれたら、行政は強制できません。そんな不利な条件にもかかわらず、警察や検察が送検及び起訴する際には、すべてに対して証拠が必要になります。そのため、十分な証拠を得られず、明らかに虐待が認められるような場合でも証拠不十分になるため、都道府県の指導の数に比べて、告発、送検、起訴が極端に少ないのが現状です。当然、強制権限は慎重に扱うべきものです。

そこで、児童福祉法及び児童虐待防止法を参考にして、一定の条件を越える悪質性もしくは危険性がある場合に、臨検と捜査及び動物の一時保護を定めることを要望いたします。

#### 条文例：

都道府県知事は、動物の虐待が行われている疑いがあるときは、動物取扱業者が動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条第 1 項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、必要に応じて近隣住民、民間団体その他の者の協力を得つつ、当該動物の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、動物愛護に関する事務に従事する職員をして、当該動物の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該動物の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該動物を捜索させることができ、必要があると認めるときは、当該動物を一時保護することができるものとする。

#### 一定の条件の例：

- 虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該動物が現在すると認められる資料並びに当該動物取扱業者が第 24 条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。
- 臨検又は捜査に係る制度は、特別の事情から動物の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ、特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

# 動物の愛護及び管理に関する法律 の改正の要望書に関する解説

平成 21 年 12 月 25 日

「動物の愛護及び管理に関する法律の改正の要望書」で求める改正点を解説いたします。

## 〔改正点 1 に関する解説〕

現在、日本のペットショップでは、生後 45 日程度の非常に幼齢な犬猫が、年中無休営業の飼養環境下で、隠れることもできない狭いケースの中で長時間展示販売されています。

現在の展示販売される犬猫の生後日齢の基準として、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」第 8 条 1 項において、「販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売に供すること」と規定されています。

また、全国ペット小売業協会では、努力目標として店頭展示販売される犬猫の生後日齢を 45 日以上としています。

本来、犬猫は社会化期のある動物であるため、猫の社会化期である生後 2～7 週齢（14～49 日）、犬では生後 3～12 週齢（21～84 日）を経過した上で、親元から離し流通されるべきだとされています。それゆえ欧米では生後 8 週齢（56 日）未満の犬猫を商業目的で親元から引き離すことが禁止されています（添付資料①）。去る平成 17 年 9 月 27 日に開催された第 12 回中央環境審議会動物愛護部会において、全国ペット小売業協会が、業界の実態では 45 日以上なら達成が可能だが 8 週齢（56 日）は決めても守れないという理由で、段階的に 8 週齢に近づけていく方針を発言しています（添付資料②）。それから今回の改正となる平成 23 年までは 6 年もの期間を経るため、段階的に 8 週齢に進展させなければ、審議会上の発言を無碍にするものであり、到底認めるわけにはいきません。

よって、商業目的で生後 8 週齢（56 日）未満の動物を、親兄弟姉妹等から引き離すことを禁じることを要望いたします。

## 〔改正点 2 に関する解説〕

動物愛護関連法規では、展示の時間に関する定義が曖昧であるため、幼齢にも係らず過酷な環境下で展示されている実態が放置されています。

そこで、展示のあり方に関する適正な措置を調査するために、日本の 9 つの動物園で飼育されている犬猫と同種、もしくは身体的特性が同等の動物の幼齢個体の公開展示を調査したところ、生後 3 ヶ月（12 週齢）以上で終日展示（営業時間 7～8 時間前後）、生後 2 ヶ月（8 週齢）以上生後 3 ヶ月未満では概ね時間制限の措置（5 時間前後）がとられているのが一般的な措置でした（添付資料③）。

このことから、展示時間の定義として、「生後 12 週齢（84 日）以上の動物は 1 日最長 8 時間までとし、その途中において展示を行わない時間を 1 時間以上設けること。生後 8 週齢（56 日）以上生後 12 週齢（84 日）未満の動物は、1 日最長 5 時間までとし、その途中において展示を行わない時間を 1 時間以上設けること。親兄弟姉妹等と共に飼養されている生後 8 週齢（56 日）未満の動物は 1 日 1 時間以内にする」とを提案します。これは一例であり、審議会において改めて獣医学等科学的知見を参考に定めることを要望いたします。

## 〔改正点 3 に関する解説〕

「動物の愛護及び管理に関する法律」の違反の疑いがある動物取扱業者に対し、都道府県が指導した件数に比べ、実際に勧告、命令が出るのは非常に少なく、「動物の愛護及び管理に関する法律」上での虐待の定義が曖昧である法の不備が主な原因であると言われていました。

「児童虐待の防止等に関する法律」でも虐待の定義が明確にされており、罰則対象となる虐待が定義されていなければ、法律の効力は十分に発揮されません。虐待の定義は、具体的すぎると汎用性に欠け、抽象的だと実用性に欠けてしまいます。より具体的な定義の解釈は、環境省令または告示に定めることを前提に、罰則で既に定めている殺害、傷害以外の虐待を法の中で定義することを要望いたします。

#### [改正点4に関する解説]

動物愛護に関連したメディアだけではなく、一般のニュース番組や新聞、雑誌等マスメディアで度々違法な動物取扱業者が取り上げられており、既に日本の社会問題のひとつに発展しています。

2005年改正では動物取扱業の規制が強化されましたが、法律が形骸化しており、実際には行政による動物取扱業者への指導・監督ができていないのが実状です。

動物取扱業者を監督する行政には、虐待の疑いがある業者に対する強制的権限は一切認められず、立入り検査も業者に拒まれれば退去せざるを得ないのに加え、仮に立ち入る場合でも事前告知した上で検査するため、十分な証拠を確保することが極めて困難なのが現状です。

よって、警察や検察から証拠で立証することが求められても、十分に提示できないのが現状です。

そのため、行政の口頭指導に比べ、告発の数が極端に少ない上に、平成18年度に受理された動物愛護管理法違反48件のうち、起訴が12件、不起訴が35件。実に受理された告発の70%以上が不起訴になっています(資料④)。

また、虐待の判断には動物飼育と虐待に関する知識の専門性が要求されるため、行政と警察及び検察の動物虐待に対する連携強化だけでは、根本的な解決は望めません。

そこで、環境省が「鳥獣保護法」第76条に定めた特別司法警察権を持つ「取締りに従事する職員」を参考にして、動物愛護を専門とする特別司法警察権を持つ職員に、捜査及び送致でき、かつ必要に応じて動物を一時保護できる必要最低限の権限を与え、動物虐待について取り締まる以外に、違法な動物取扱業者を監督する方法はありません。

尚、現在の鳥獣保護法に定められている特別司法警察権は、労働基準関係や海運関係のように活かされておらず、直近3年間で年間0~4件と実効性が乏しいため、改正点5、改正点6のような実効性を発揮できる環境整備が必須です。

#### [改正点5に関する解説]

規制が強化されても、実効性が伴わなければ意味がありません。実効性が発揮される環境整備が必要です。

社会問題の中には動物虐待のように問題の解決に際し、行政と警察及び検察の連携が求められるものとして、悪質商法や食品偽装等があります。それらの問題に対して、犯罪対策閣僚会議は「行政と警察の対応マニュアル」を作成しました。

行政及び警察・検察に、動物愛護管理法違反に関する法解釈等の知識不足や不慣れが指摘されているため、このようなマニュアルを参考にして、警察に提出する告発状のひな型等の関係必要書類の作成マニュアルや虐待の定義と事例、検挙事例、捜査方法等情報を蓄積し、現場レベルでの関係機関の協力の枠組みを協議会等の形で構築して、動物虐待に不慣れな警察や検察と、告発に及び腰とされる地方自治体に周知し、虐待事案に対し、迅速で厳しい対応を実現できる体制づくりを要望いたします。

#### [改正点6に関する解説]

動物虐待の防止のためには、限られた行政の担当職員だけでは限界があるのが現実です。

そこで、「児童虐待の防止等に関する法律」第3条で定めている「国及び地方自治体の虐待の予防及び早期発見の責務」を参考に、虐待に対応するために地方自治体だけでなく、警察や検察等も含めた動物虐待の改善及び防止体制の整備とその責務の明確化が必要です。

[改正点7に関する解説]

現在、動物取扱業者からの申告で管理する登録制であるため、行政も環境省も全ての動物取扱業者を把握できていないのが現状です。限られた人手や予算では、把握できていない対象を管理できるはずがありません。これが現在の無登録業者及び動物愛護管理法違反の業者が多く存在する大きな原因になっています。限られた人手や予算で管理しなければならない行政にとって、許可制であれば管理する対象が明確ですから、効率も向上することでしょう。

2005年改正時にも許認可制の必要性の要望が多かったはずですが、もし、2011年改正でも登録制を続けるのであれば、環境省によって10年間放置したことになり、到底国民のひとりとして容認できません。

[改正点8に関する解説]

「児童虐待防止法」では、「何人も児童に虐待してはならない」（児童虐待防止法3条）ため、自分の子も他人の子も関係なく、殺人罪、傷害罪といった罰則が科せられます。

しかし、動物への虐待はその動物を所有する者によって罰則が異なり、他人の犬猫への虐待は器物損壊罪（刑法第261条）で3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。自分の犬猫もしくは所有者のいない犬猫への虐待は、動物愛護法違反で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金になります。

本来は「何人も動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることのないようにする」（動物愛護法第2条）ことを基本原則としているため、犬猫への虐待も自分の所有も他人の所有も関係なく罰則が等しく問われるべきであり、現在のように殺害と傷害を同等の罰則で括るのは適当ではありません。

器物損壊と殺害とを比較した際、後者の方により多くの罰則が科せられるのが一般的常識であることを踏まえ、殺害と傷害に分け、殺害の法定刑を現在の器物損壊罪の法定刑まで引き上げる改正を要望いたします。



## 動物愛護及び保護の改善マニフェスト

年間35万匹以上の犬猫が行政によって悲惨な方法で殺処分される日本。そのほとんどが無責任な飼い主に持ち込まれた又は捨てられたペットだ。そして、その数倍の数が人の目に付かないところで放置され、哀れな最期を遂げる。この日本の「不要ペット現状」が世界の先進国の中では例を見ない社会問題になっている。

### この異常な現状の主な原因

- 1)野放しにされている生体販売業者
- 2)規制と基本的なルールのないペット繁殖
- 3)ペットを飼う資格のない無責任な飼い主
- 4)実行力のない人間中心の動物愛護法
- 5)動物に対する閉鎖的な日本社会
- 6)「命」に関する子ども教育のあり方

### 改善方法のポイント ①

#### 第1段階の5年間プラン

命の尊厳を尊重し、すべての生き物の「生きる権利」を法律に基づいて守ることが望ましい。その一部として、動物繁殖及び生体販売の規制を強化する必要がある。と同時にペットを購入するときのハードルを高くすることによって、無責任な飼い主の数を減らす。

- 1)ペット産業(繁殖及び販売)の規制
  - a)国家試験を導入し、受けた業者だけの登録を認める
  - b)近親交配や大量繁殖を法律上で禁止する
  - c)毎年、登録したペット業者の抜き打ち検査を行う
  - d)専門店以外の生体販売を禁止するとともに、違反者を取り締まる
  - e)生体の無料配りと生きもの命を脅かすイベントや遊びを禁ずる
  - f)外来種の輸入を厳しく制限する
- 2)「犬税」を導入し(警察犬、盲導犬などをのぞく)、「動物救済ファンド」を設立
- 3)飼い犬の登録と同時にマイクロチップを義務づける
- 4)登録の際、他人に迷惑をかけない正しい飼い方や健康管理にかんする講習会を義務づける
- 5)狂犬病予防だけでなく、伝染病予防のワクチンと地域によってフィラリア予防を義務づける
- 6)飼い犬の写真入りの「登録手帳」を導入
- 7)飼い猫の去勢や避妊手術を助成金の導入によって徹底させる
- 8)飼い主のいない猫を「地域猫」として認めると同時に、去勢又は避妊手術によって数を徐々に減少させ、「ホームレス猫ゼロ」という目標を目指す
- 9)所有権を放棄し、飼われているペットを殺処分のために保健所へ持ち込んだ場合、10年間の「ペット飼育禁止」にする
- 10)殺処分と火葬の費用を飼い主に求めると同時に殺処分に立ち会わせることを義務づける
- 11)殺処分方法はガスによる窒息死ではなく、医学的な安楽死として行う
- 12)迷子の犬猫、何らかの理由で飼いつづけることができないペットに関する情報及び里親募集のホームページを各都道府県で立ち上げ、全国ネットを通じて命の救済を呼びかける。

### 改善方法のポイント ②

#### 第2段階の5年間プラン

#### ペットを社会の一員として認める

- 1)現在の動物愛護法を1から書き直すとともに毎年の改正を行う
- 2)動物警察を設立し、虐待や放置などの法律違反を取り締まる
- 3)違反者には罰金と懲役、そして10年間のペット飼育禁止にする
- 4)導入された「動物救済ファンド」を活用し、全国レベルの動物救済の普及を目指す
  - a)各地の保健所の一部を改造し、本来通りのシェルターをつくる
  - b)シェルターの運営を「動物救済ファンド」でまかなう
- 5)家族の一員であるペットを「社会の一員」として認める
  - a)住宅公団及び都営住宅を条件付きでペット可にする  
☆条件付き＝登録手帳のペットに限る
  - b)電車やバスなどの同伴を可能にする
  - c)飼われているペットと一緒に老人ホームへの入居を可能にする
- 6)ペットと生活をともにしている一人暮らしのお年寄りのためのサポート体制を作り上げる
- 7)子どもの教育の中で、命の尊重、生命の大切さ、ペットとの正しい共存などを教えるとともに、学校での生体実験を禁止する